

北海道ふっこう割事業（海外）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「機構」という。）は、平成30年北海道胆振東部地震により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、国が交付する「平成30年北海道胆振東部地震観光支援事業費補助金」を活用し、日本国籍以外を有する者を対象とする北海道内における宿泊を伴う旅行商品を造成・販売する旅行会社等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業（以下「ふっこう割事業（海外）」という。）を実施することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

（交付の対象事業（補助金額））

第2条 ふっこう割事業（海外）の対象は、日本国籍以外を有する者を対象とする北海道に宿泊する宿泊費用及び宿泊を伴う旅行商品とする。

2 補助金の交付の対象となる旅行会社等（以下、「補助事業者」という。）は、ふっこう割事業（海外）の対象となる商品の販売に際しては、ふっこう割事業（海外）であることを明らかにするため、本来の価格又は助成を受けた後の販売価格と併せ、助成金額を明記すること。

3 補助事業者は、以下のいずれかのおりとする。なお、同一会社については取りまとめて申請することとする。

（1）旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者。

（2）日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、日本国内における販売及び北海道への送客において相応の実績を持つと認められる者。

（3）海外で旅行業を営む法人。（※ここでいう「旅行業」とは、造成・販売を目的として、運送機関・宿泊機関などを組み込んで「企画、仕入れ、提案、値付け」する営業実態を持つ者を言う。）

4 前項の各号に掲げる補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（1）北海道ふっこう割事業事務局（以下、「事務局」という。）及び機構との間に生じる必要なすべての手続きにおいて、日本語のみで対応可能な者。

（2）北海道における旅行手配の実績を有する者。

（3）次のいずれかに該当する者。

（ア）日本の金融機関に口座を有する者。

（イ）日本国内に営業拠点を有する銀行に円又は米ドル建てで口座を保有する者。

（ウ）旅行業法に基づく旅行業または旅行サービス手配業の登録を受けたランドオペレーターと精算代行契約を締結した者。

（4）交付決定後、速やかに補助事業を開始できる者。

- 5 ふっこう割事業（海外）の対象となる旅行は、平成30年10月12日以降の交付決定を受けた日から開始し、平成31年2月28日に宿泊を終える分までとする。ただし、対象事業となる商品の販売状況、その他事業執行状況を踏まえ、機構が認めた補助事業者については、平成31年3月31日に宿泊を終える分までに延長することができる。この場合、当該補助事業者は、別途定める手続きに従い申請し、機構の承認を受けることを要する。
- 6 補助事業者は別表1の範囲内で旅行代金から割引額を差し引いて販売するものとし、補助金額は割引額とする。
- 7 第1項に規定する対象事業の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除く。
- (1) ビジネス目的での宿泊及び宿泊を伴う旅行
 - (2) 国、北海道及び機構が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
例：招待旅行、研修旅行など
 - (3) 国、北海道及び機構が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (4) 既に自治体からの助成等を受けて販売しているもの
 - (5) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (6) その他、機構が不相当と認めるもの

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 交付申請書に添付する書類については次の（1）から（6）とする。
- (1) 誓約書
 - (2) 補助金算出シート（様式第2号）
 - (3) 行程表、宿泊プラン等、内容がわかる書類
 - (4) その他機構が必要と認める書類
 - (5) 口座確認書（様式第16号）
 - (6) 送客実績確認書（様式第17号）
- 3 交付申請書及び添付書類の提出先は、事務局とし、申請期間及び部数については次のとおりとする。
- (1) 提出先
北海道ふっこう割事業事務局
住所 〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西6丁目1-2
アーバンネット札幌ビル 8階
電話 011-222-2213 （事務局直通）
090-4130-8118 （事務局直通）
090-4624-8999 （事務局直通）
FAX 011-351-5353
Mail genki004@jtb.com
 - (2) 申請期間及び提出方法

(ア) 申請期間 平成30年10月12日(金)から平成30年10月26日(金)
※平成30年10月26日(金)必着とする。

(イ) 提出方法 郵送又は持参とする。ただし、第2条第3項第3号に該当する者
で、書類の発送から事務局への到達に相当の時間を要するため、提出
期限までに提出が困難な者は、提出期限までに電子メールにより申請
を行い、別途原本を送付することを認めることとする。なお、この場
合の交付決定は、事務局において原本を受理した後とする。

(3) 提出部数 2部

(交付決定及び交付決定額の通知)

第4条 機構は、内容を審査の上、補助の可否及び補助限度額を決定し、補助事業者に交
付決定額を通知する。(様式第3号)

(交付決定額の変更)

第5条 交付決定額通知後に、次に掲げるいずれかの事由により補助事業者が実施計画の変
更をしようとする場合は、事前に変更申請書(様式第4号)を事務局に提出しなければな
らない。

(1) 補助目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更

(2) 補助金の事業の補助対象経費の20パーセントを超える変更

2 変更申請書に添付する書類及び提出先等については次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書(様式第5号)

(2) 補助金算出シート(様式第2号)

(3) その他機構が必要と認める書類

3 機構は、第1項の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、変更を認めるもの
について、補助金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(様式第6号)
により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(様式第7号)
により行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書(様式第8号)を別途定め
る期日までに事務局に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第9号)

(2) 実績内訳シート(様式第10号)

(3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類(宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特
別補償保険に関する書類等)

(4) その他機構が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第7条 機構は、補助事業者から前条による報告があった場合は、内容を審査の上、補助金
の額を確定し、確定した額を通知するものとする。なお、補助金の額の確定通知は、補助
金交付確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により通知を受けたものは、請求書(様式第12号様式)を提出することとする。

(概算払い及び月次報告)

第9条 前条の規定に関わらず、機構は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いすることができる。

2 補助事業者は翌月15日までに、下記の書類をすべて添付し、事務局へ提出しなければならない。ただし、第2条第5項ただし書きの規定により延長した、平成31年3月に宿泊を終える対象事業分については、期日を平成31年4月5日とする。

(1) 月次報告書(様式第15号)

(2) 事業実績書(様式第9号)

(3) 実績内訳シート(様式第10号)

(4) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類(宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等)

3 補助事業者は、第1項の規定により概算払を請求するときは、概算払申請書(様式第13号)により、毎月の事業実施分について、翌月15日までに、下記の書類を全て添付して事務局へ提出しなければならない。

(1) 概算払請求書(様式第14号)

(2) その他機構が必要と認めるもの

4 事務局は、補助事業者から前条による補助金の請求があった場合は、当該補助事業者の実施計画と照合し、請求内容を確認しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 事務局は前条の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。なお、10月分の請求については、12月末の交付とする。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(5) 補助金の交付の対象となる補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 補助事業者は、前号の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第12条 機構は必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 機構は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 機構は、補助金の交付の決定を全部、又は一部取り消した場合において、対象事業の全部又は当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、機構が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第15条 補助事業者は不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(言語・通貨及び時間)

第16条 補助事業者は、事務局及び機構との間に生じる必要なすべての手続きについて、日本語及び日本国通貨を用いることとする。

2 本要綱において示す時間は、すべて日本標準時とする。

3 前項の規定は、補助事業実施期間を含め、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間適用する。

(費用の負担)

第17条 補助事業に関する手続き及び補助事業の実施に関し、補助事業者が不利益を被る場合にあっては、事務局及び機構は一切の費用を負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第18条 補助事業の実施において、訴訟等の生じたときは、機構の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

The Guidelines of this initiative are only available in Japanese. If you have any inquiry, please contact the Secretariat, as written in Article 3, Paragraph 3 of the Guidelines.

別表 1

【外国人向け宿泊】

宿 泊 料 金	1泊1人当たり 割 引 額	利用泊数	最大割引額
1人当たり 5,000円以上／泊	3,000円	5泊まで	70,000円
1人当たり 10,000円以上／泊	7,000円		
1人当たり 20,000円以上／泊	14,000円		

【外国人向け旅行商品】

旅 行 代 金	1泊1人当たり 割 引 額	利用泊数	最大割引額
1旅行1人当たり 5,000円以上／泊	3,000円	5泊まで	15,000円